

## 主催者アピール

2017年7月7日、国連で採択された「核兵器禁止条約」は、10月24日、ホンジュラスの批准により発効に必要な50か国に達し、90日後の来年1月22日に発効することが確定しました。国連のグテーレス事務総長は、「核兵器使用による壊滅的な人道的結末に目を向けさせた世界の運動が成就した」と評価し、核廃絶が「国連にとって軍縮問題の最優先事項」と改めて強調した、と伝えられています。この講演会を企画した反核医師・医学者のつどい in ちば実行委員会は、この条約が発効となることを心から歓迎し、長年にわたり条約の採択と発効のために奮闘されてきた被爆者、そして核兵器廃絶と平和のために取り組まれてきた世界中の人々に改めて敬意を表したいと思います。

同条約は、核なき世界が「国家および集団的な安全保障の利益にかなう最高次元での地球規模の公共の利益」であるとし、「核兵器の使用による犠牲者（ヒバクシャ）ならびに核兵器の実験による被害者にもたらされた受け入れがたい苦痛と被害」にも触れる内容になっています。その上で、開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、そして威嚇をも禁止し、全世界の核兵器廃絶を願う人々の思いを結実させたものです。この条約の締結を求め全世界で取り組まれている「核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ署名）」は国内だけで1200万筆を超え、日本政府に同条約への参加を求める地方議会の意見書は494、全自治体の27%に上っています。

しかし、日本政府は、同条約採択時には棄権、その後もかたくなに条約への参加を拒否し続けています。こうした日本政府の態度は被爆者の願い、全世界の核兵器廃絶と平和を願う人々の思いに背を向けた態度と言わざるを得ません。また、いわゆる「黒い雨」裁判で、原告の被爆者84人に対し、広島地裁は原告の訴えを認め、被爆者健康手帳の交付を命じる判決が下されました。被爆者の身体的、社会的な苦痛と苦悩に対し、一つの明かりをもたらすものでしたが、被告である広島市と県は、国の要請を受け8月12日に控訴しました。これまでの最高裁判決と異なることや、十分な科学的知見に基づいたとは言えないことなどから控訴した、とされています。この判決に対する態度一つとっても、被爆者の思いとは裏腹な態度表明として、大変残念でなりません。

今年は戦後75年という節目の年です。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡がりの中、核兵器廃絶の運動や諸会議も制限や延期、中止をせざるを得ませんでした。そのような中であって、今回の核兵器禁止条約の発効は、核兵器廃絶への道筋を明確に指し示していくことになると思います。私たちは、全世界の核兵器廃絶を願う人々とともに、一刻も早い廃絶実現を希求し、その実現のために奮闘する決意です。

2020年11月1日

反核医師・医学者のつどい in ちば

実行委員会一同